

令和6年度 湘南大庭地区郷土づくり推進会議公募委員募集及び選考要領

1 趣旨

この要領は、「藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱」に基づき設置される湘南大庭地区郷土づくり推進会議の公募委員の募集及び選考に関して必要な事項を定める。

2 募集方法及び募集人数

公募委員の募集は、広報紙その他の方法により行い、募集人数は30人以内とする。

3 任期

公募委員の任期は2年間とし、再任は妨げない。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。

4 応募資格

公募委員の応募資格は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 湘南大庭地区に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は地区内で活動する者
- (2) 湘南大庭市民センター等（Web会議等による参加も可）で開催予定の郷土づくり推進会議（事業活動含む）に出席が可能な方
- (3) 本市の常勤の特別職・職員及び議員でない方

5 郷土づくり推進会議の所掌事務

- (1) 地域の意見集約、地域の課題解決に向けた方向性を検討すること。
- (2) (1)による検討の結果に基づき、市長に対し提案を行うとともに、必要な意見若しくは要望を提出し、又は施策の提言を行うこと。
- (3) (1)による検討の結果に基づき、湘南大庭地区の特性を生かした事業を企画及び実施すること。
- (4) その他、市長又は推進会議が必要であると認める事項。

6 委嘱及び報酬

公募委員は、藤沢市長から委嘱を受けるボランティア（無報酬）とする。

7 応募方法

- (1) 別紙の応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、電子メール、電子申請のいずれかの方法により湘南大庭市民センター地域づくり担当に提出する。記載された個人情報、当選考及び会議の運営以外には使用しない。なお、選考に漏れた方の個人情報については選考以外には使用しない。
- (2) 応募用紙は、湘南大庭市民センター及び市民自治推進課での配布並びに市ホームページ等への掲載により配布するものとし、提出された書類は返却しない。

8 応募締切

令和6年度の公募委員の募集は、次の期日に締め切る。

2024年（令和6年）2月16日（金）

※持参の場合は土日、祝日を除く、**午前8時30分から午後5時まで**。

※その他、期日消印の郵送など、選考組織が期日到着と認めたものは有効。

9 選考組織

公募委員については、公平性・中立性・透明性を保つことを目的とし、次に掲げる者

で構成する選考委員会を設置して行う。

- (1) 湘南大庭市民センター長
- (2) 自治会連合会の会長
- (3) 地域6団体（地区社会福祉協議会・生活環境協議会・青少年育成協力会・防災協議会・防犯協会・交通安全対策協議会）の会長
- (4) （公財）藤沢市保健医療財団の推薦者

10 選考委員長

- (1) 選考委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により決める。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 委員長に事故があるときは、湘南大庭市民センター長がその職務を代理する。

11 選考委員会

選考委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上が出席しなければ、委員会を開くことができない。

12 選考方法

- (1) 原則、応募者全員を候補者として選考する。ただし、募集人数を超えた応募があったときは、選考委員会により抽選を行い候補者を選考する。
- (2) 選考委員会は、(1)により候補者を選考し、市長に報告する。
- (3) 選考委員会は、必要により応募のあった者と面談を行うことができる。

13 選考結果の報告

委員長は、選考の結果を速やかに市長に報告するとともに、応募のあった全ての者に通知する。

14 庶務

公募委員の募集及び選考の庶務は、湘南大庭市民センター地域づくり担当において行う。

15 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

16 その他

この要領は、令和6年1月25日から施行する。